

図書館の郵送貸出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市立図書館条例施行規則（平成17年山口市教委規則第38号。以下「規則」という。）第11条に定める山口市立図書館（以下「図書館」という。）の図書館資料の郵送貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 規則第11条第1項に規定する身体の障害等により来館することが困難であると館長が認めたものは、次に掲げる者とする。

(1) 視覚障害者又は聴覚障害者に係るもの

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に定める身体障害者又は同法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた満18歳未満の者で、視覚又は聴覚に障害を有するもののうち、館長が来館することが困難であると認めた者

(2) その他身体の障害等に係るもの

次に掲げるもののうち、館長が来館することが困難であると認めた者

ア 身体障害者福祉法第4条に定める身体障害者又は同法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）第2に定める知的障害者であり、第5の規定により療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉

手帳の交付を受けた者

エ 医師が証明する診断書等の提出により、ア、イ又はウと同じ程度であると館長が認めた者

(貸出資料)

第3条 郵送貸出を行う資料は、内国郵便約款（平成15年4月1日実施）第34条第2号の点字郵便物及び同条第3号の特定録音物等郵便物並びに第6表第1の6の心身障害者用冊子小包郵便物、同表第1の8の点字小包郵便物及び同表第1の9の聴覚障害者用小包郵便物として扱うことのできる資料とする。

(利用手続)

第4条 規則第11条第2項の郵送貸出登録申込書は、別記様式第1号とする。

2 郵送貸出の登録を受けた者が、郵送貸出を受けようとするときは、郵送貸出申込書（別記様式第2号）により申し込まなければならない。

(費用の負担)

第5条 貸出に係る費用は図書館が負担し、返却に係る費用は利用者が負担するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

郵送貸出登録申込書

年 月 日

山口市立中央図書館長 様

			番 号	
氏 名		性別	生年月日	
住 所			電 話	
確 認				
登 録 方 法			受 付 者	

別記様式第2号（第4条関係）

郵送貸出申込書

年 月 日

山口市立中央図書館長 様

氏 名		登 録 番 号		
		電 話		
請 求 記 号	資 料 名 (巻・号)			